

小田さんの八月の講義はむつかしい。殷、周あたりの考え方を想像しまとめてみました。

面倒な場合は赤字のみをご覧ください。

格物致知の語源

格物は、朱子の「物にいたる」、王陽明の「物をただす」につき、そのことで知に致る、あるいは知を致す、となるのが通例です。それ以前の考え方を語源から考えてみましょう。

物

物は牛と勿からなり、勿（なかれ）の勿ではなく、甲骨文字では犁（すき）の形ですから田畑を耕すことが原義です。耕すことから、耕された大地の方に向かい、そこに生じたすべてを物、それを万物とみなしたのでしょう。牛は最も早く家畜化され、田畑の生産力を高め、牛自体がよく繁殖し、肉や牛乳をもたらしたため、古代中国では飛躍的に増加し、大なるものとみなされました。また、神や祖先に捧げる最高の犠牲（大牢）ともなりました。後漢の説文解字では、物は「万物なり、牛は大物であり、天地の数は牽牛より始まる。故に牛が偏であり、勿は音」とあります。これは「易」を工夫した伏羲氏が「象を天に観、俯しては法を地に観・・・八卦を作り、もって神明の徳を通じ、もって万物の情を類す」という故事を想起させます。

格

格は「大地を覆う木」の象形と「木と上から下へ向かう足、𠂔の象形」（足は神の足であり木を伝って降りて来る、「いたる」の意味）とされます。しかし、原義は木が交差している様で、雑然と交差している様と秩序だっている様と、相反するイメージがあります。格闘の格は取っ組み合いの戦いで雑然の様です、規格の格は秩序だっている様です。人格の格となればその人の本来のありようとなります。

致

致は、古来、何か特定の場所を決めるとき、**𠂔**矢を放ち落ちた一（土地）に場所を定める風習があり、矢が土に刺さったところに人が辿り着く様です。

知

知は矢と𠂔からなり、矢は誓いに用いられますので、𠂔内に記されたことを誓って為し遂げる、あるいは成就されることを願うものです。なんとしても守る、成就するという気概がこめられております。言霊（ことだま）の生きている時のことです。

左伝では鄭の子産の「知政」の「知」は、知事の知のごとく「司」の義であり、子産の政治手法とみなすようです。説文の「知は詞なり」の「詞」は「司」の誤りとされるようです。

これからすれば、格物致知は、伏羲氏以来の万物の情（本来のありよう）に通じんとする観察力、洞察力の涵養、それを司るに致る「心構え」とみることができるといえるでしょう。格物致知が出来れば八条目は達成できないという厳しさはさておいて、そういう「心構え」くらいに考えてはどうでしょう。

君主が「道」に従うためにはいったいどのような実践を行えばよいのか

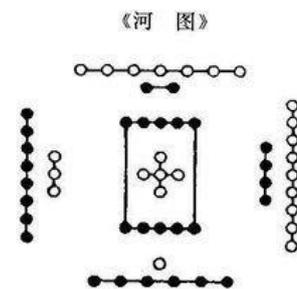
尚書（書経）洪範九疇

周代に至る古典的対応をみてみましょう。これは「洪範九疇」にはじまります。尚書（書経）に収録されていますが、周に先立つものの収録です。「洪範」とは、天下を治めるという意味です。「九疇」は九種のあり方で、五行、五事、八政、五紀、皇極、三徳、稽疑、庶徴、五福としています。

周の武帝が13年目に殷の賢人、箕子に「天がどのようにして導き修めせしめているか」を問うたことへの箕子の返答です。洪水を治めた夏の禹に天が与えたもの、いわゆる「河図」の教えです。

天の意を洞察し実行するというのが基本スタンスです。九つの五番目に「皇極」があり、「皇」は「帝王」のこと、「極」は後の詞では「道」が該当します。夏王朝の前のことですから、文字の有無は確認できず、本来は、河図という図のみです。

易では天は陽、奇数1, 3, 5, 7, 9（計25）地は陰、偶数、2, 4, 6, 8, 10（計30）、天地の数の合計55。55の数（陰陽）が変化し、鬼神が万物を行うとあります。伏羲氏が八卦、周文王が六十四卦の「易」としました。



この世界は人間が造ったものではありません。人間を含む万物は造られたもので、伏羲氏が「象を天に観、俯しては法を地に観」「万物の情を類」したごとく、そのありようを洞察することに始まっています。その主体を神、天、極、道・・・名称は何であれ、自然のありよううまく順応することが求められました。主は天にあり、地が応じ、天地が万物を生み出す様、天の典（のり）、を地上の帝が実現するという思考法がみられます。

殷では天上の上帝の子を地上の帝とします。地上の帝は事を行うには上帝に伺い、承認を得て実行しました。卜占し、上帝の意向を確かめることが原則です。

しかし、七番目の「稽疑（疑わしきこと）」では、亀卜、筮竹、帝本人、卿士、庶人の結論を比較し、すべての支持があれば大同で疑いなく実施します。基本的に3:2の支持が得られれば吉（よし）ということで実施されます。2:3の場合でも組み合わせによっては内部的には吉とするも、外部に実施するのは凶というような判定もあります。実際の政治の現場では天意と帝の意思と側近の意思、世評のバランスを考慮する必要があったようです。

皇極の「極」とは、際だったものということですが、ここでは、規範や存在の根源にあるものという意味のようで、現代文では「法」とか「道」と置き換えられることが多く、注意が必要です。目指すは五福（寿、富、康寧<安寧>、修好徳、老終命）とあります。皇帝が極を維持する立場にありますが、現場においては、皇帝ではなくその能力のある者を皇帝が選び、極を保ち流布させることが肝要とされます。

極を守る者が、極に適っていなくても咎がなく、徳を好み、弱者を虐げること、へつらうこともなければ、福を賜うようにせよ。官の長でありながら善事なく、弱者を虐げ、へつらう者に福を与えれば返って咎をなすことになる。王の義に従うように導くこと、が対処法となっています。

論語でいえば、「直（なお）きを挙（あ）げて諸（これ）を枉（まが）れるに錯（お）けば、則ち民服す。枉れるを挙げて諸を直きに錯けば、則ち民服せず」となります。

周政権は、殷を打倒しました。これは殷王朝の打倒、政権から上帝の子孫を断絶させる大事件となりました。殷には賢人がいましたので、後継人材が無かったとはいえません。このため、周は「天」という概念を導入し、天が文王に命を下ろした（命が革<あらたまる>）としました。

しかし、革命ですから本来は天命を得た文王が殷の命を革めるべきものです。妙なことに、文王は命を得ながら服したまま亡くなります。諸侯等は、文王に天命が下りていたのであるから、子である武王が殷を倒すことができるとし、武王をかつぎあげました。兵を挙げたものの武王は自らに天命が下りていないことに不安を覚え、兵を引き揚げました。

しかし、殷王紂のあまりの暴虐ぶりに、武王は「天が紂の政を罰せよ」としていると諸侯を糾合し紂を討ちました。ただ、天命が自らに下りずして、臣下でありながら、君を討った責に苦しみ病を得ます。

周公は武王に代わり自身が責を負う覚悟をし、文王等先王三霊に、武王に責があるか、卜占により天意を伺うことを依頼しました。先王等の霊の卜占の結果、武王に責なしと判明します。責なしは武王に命が下っていたと判断され、武王の病も癒えます。その後、武王が如何にすれば天意を全うできるかを箕子に問うたということです。

上帝の子孫ではなく、臣に政権が移る、命が革（あらた）まるという大事件を正当化するために編纂された歴史書が、尚書（書）です。民に安寧をもたらす者に天命が下りるというイデオロギーです。それは、周が同じ過ちを犯せば天命を失うということの子孫に警告するものでもありました。詩は周の文化、各国の文化を採録するものですが、文王に天命が下りたことを各国に浸透させるプロパガンダでもありました。

伏羲以来の「易」、「洪範九疇」といったバランスのとれた対処法より、「天命」による「革命」というイデオロギーがもてはやされることになりました。

皇極とは帝王が天下を治める極（規範）のことです。帝王は建策してその極を保ちなさい。この五福を斂（おさ）め、庶民に用（もち）いて敷錫（ゆきわたる）ようにし、庶民を汝の極に時（とど）めるなら、（天は）汝に極を保つことを錫（あた）へよう。ならば、およそ庶民に淫朋（みだらな仲間）はなくなり、人に比徳（立派な徳）有るものが無かろうが、皇（きみ）が極を作るなら、庶民はよく猷（はかりごと）をし、よく為し、よく守るでしょう。汝はそれを念（おも）い、極に協（かな）っておらずとも、咎に羅（かか）らないなら、皇はそれを受けて、顔色康（おだや）かにして、『私は徳を好んで修めています』という者に、汝は福を賜うといいでしょう。この人はつまりこれ皇の極であり、孤独でよるべない者を虐（しいた）げたり、高明（高位の明通者）を畏れることは無いからです。有能で有為な者、その行いを後押しすれば、邦（くに）は昌（さか）えましょう。正規の官で、既に富みまた俸禄もありながら、王家に好（よしみ）をなすことができないなら、その人を辜（つみ）とすべきです。徳を好むことなきに、汝が福を賜うといえども、汝に咎を用（も）って作（な）すことがあるものです。偏ること、おもねることなく、王の義に遵（したが）う。好（よしみ）をなすことなく、王の道に遵う。悪（にくしみ）をなすことなく、王の路を尊ぶ。不偏不党で王道をのびやかに、不党不偏で王道平らけく、反（そむ）かず不正なく、王道に正直に、其の極に會（つど）い、其の極に帰すように。曰く、皇は極を敷言（語り広め）し、この訓を彝（つね）とし、帝にあって、訓（したが）え。庶民も極を敷言し、この訓を彝（つね）とし、この訓を行え。以て天子の光に近づかん、と。曰く、天子は民の父母となり、以て天下の王となれ、と。」

「皇建其有極。斂時五福、用敷錫厥庶民。惟時厥庶民于汝極。錫汝保極：凡厥庶民、無有淫朋、人無有比德、惟皇作極。凡厥庶民、有猷有為有守、汝則念之。不協于極、不罹于咎、皇則受之。而康而色、曰：『予攸好德。』汝則錫之福。時人斯其惟皇之極。無虐瑩獨而畏高明、人之有能有為、使羞其行、而邦其昌。凡厥正人、既富方谷、汝弗能使有好于而家、時人斯其辜。于其無好德、汝雖錫之福、其作汝用咎。無偏無陂、遵王之義；無有作好、遵王之道；無有作惡、尊王之路。無偏無黨、王道蕩蕩；無黨無偏、王道平平；無反無側、王道正直。會其有極、歸其有極。曰：皇、極之敷言、是彝是訓、于帝其訓、凡厥庶民、極之敷言、是訓是行、以近天子之光。曰：天子作民父母、以為天下王」

尚書（書經）堯典において、舜は契（せつ）を司徒とし、五教（義・慈・友・恭・孝）を敷き諸族の乱れを治めしめ、皋陶（こうよう）を司寇とし、五刑（墨・劓・剕・宮・大辟）、五服（流刑）を以て秩序を回復せしめ、伯夷を秩宗（祭祀、皇族管理）とし、三礼（内容特定できず）を典（つかさど）らしめたとあります。

尚書（書經）皋陶謨においては、自身の行いを慎しみ、先のことまで配慮し、すべての族を手厚く取り立てるなら、庶民は明らかに励み支援をし、近き者はやる気を起こし、遠くの者がやってくる「慎厥身、修思永。惇敘九族、庶明勵翼、邇可遠在茲」とあります。

また、人を知るにあり、民を安んずるにあり「在知人、在安民」、

さらに、寛容であるが威厳があり、柔軟であるが筋が通り、くそまじめであるがうやうやしく、うまく治めても敬（つつし）み、かき乱されても毅然とし、直裁であっても穏やかに、大雑把であってもいさぎよく、剛毅であってもよく守り、強くとも義を重んじる。常々それがあきらかであれば、よろしきこと。日々三徳を唱え朝から晩までそれが明らかになれば家を保つことができ、日々六徳を厳しくつつしみ、まこと執り行えば邦を保つ。併せて受けて実施し、九徳ことごとく事とすれば、優れた諸々の人材が官におり、多くの役人、指揮官や士卒、技術者が時宜に、五辰（司徒、司馬、司寇、司空、宗伯の長官）に従い、諸々の事業が達成される「寛而慄、柔而立、愿而恭、亂而敬、擾而毅、直而溫、簡而廉、剛而塞、強而義。彰厥有常、吉哉！日宣三徳、夙夜浚明有家；日嚴祗敬六徳、亮采有邦。翁受敷施、九徳咸事、俊乂在官。百僚師師、百工惟時、撫於五辰、庶績其凝」とあります。

「皋陶謨」も「洪範」も尚書（書經）の偏ですので同じ頃に編纂されたこととなります（この二偏は偽古文とはみなされていません）。

道

論語に出てくる「道」をみてみます。

先生がおっしゃいました。君子の道は三つ。私はできかねますが。仁者は憂えず。知者は惑わず。勇者は懼れず。子貢が云うに、先生が自分で道（い）われたものです。

「子曰、君子道者三、我無能焉。仁者不憂、知者不惑、勇者不懼。子貢曰、夫子自道也。憲問第十四」

先生がおっしゃいました。戦車千台の諸侯の国を道（みちびく）には、事に敬（つつし）み信（まこと）であること、無駄使いをせず人を大事にし、民を使うには繁忙期をさげなさい。

「子曰、道千乘之国、敬事而信、節用而愛人、使民以時」

道は君子のあり方を示す名詞、あるいは述べる、導くという動詞の用法がみられます。

老子では道が形而上学となったとありました。その根には「易」があろうかと思えます。

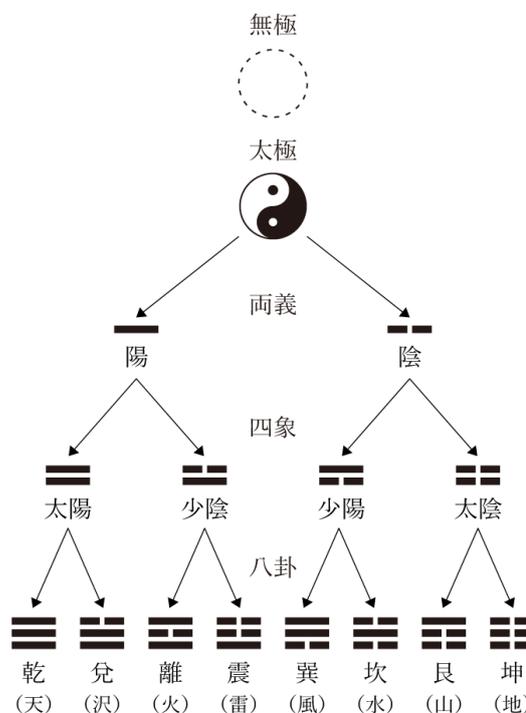
「道可道、非常道。名可名、非常名」

常とは不変の意味ですから、仁義礼智信とか兼愛等のごとき「道」は本来の道ではない、その「名」も同様である、衣服のごときもので実体ではないという諸子批判となります。

「無名天地之始、有名萬物之母」

易では、無極→太極→両儀→四象→八卦で主要万物（天、沢、火、雷、風、水、山、地）が生じます。

老子の「天地の始」とは、無名無形の無極のごときものです。それを分つものがあります（「易」より過程が短縮されますが）。分かれた片方の実体を天、もう一方を地と名付けます。老子では天地が万物を生成し、天地を「万物の母」と名付けます。



無名無形なものを二つに分け、それらが万物を生成させる働きをするのが「道」という見解です。道は常無、定まったものではなく、その働きから洞察されるもの、有るのは生成された個別のもの（徼）であり、その実体を観る（五感で確認する）ことができ、名が付される。「故常無欲以觀其妙、常有欲以觀其徼」

天地は同じところから出ましたが名が異なります。同じ処を玄と謂い、薄暗い処、易でいえば太極、玄の玄とはそれより奥深い処、易では無極となります。妙とは「道の靈妙<人知を越えた奥深く神秘的>な働き」を形容したもの、そこに多くの妙が出てくる門がある、とします。「此兩者同出而異名。同謂之玄。玄之又玄、衆妙之門」、

道は勢いよく流れ出しても満ちあふれることはない。深々とたたえる淵、万物の親のようである。鋭きの角を削り、紛糾したものをほぐし、(智慧)の光を和(なご)ませ、俗塵に交わせる。深くたたえた様、そこにいるようでもあるが、だれの子であるか分からない。(天)帝の先(はるかまえのもの)を象(かたど)っている、とあります。

「道冲而用之、或不盈。淵乎似萬物之宗。挫其鋭、解其紛、和其光、同其塵。湛兮似或存。吾不知誰之子。象帝之先。」

道を現象の背後で現象を推進させる存在としているようです。

さて、道は辵と首から成り立つ文字です。どうも原義からはずれていそうです。

説文解字では  (辵と首) と  (首と寸(手))、甲骨文字では  金文では  とあります。甲骨文字では、交差点と人、金文ではそれに首らしきが加わっています。説文では歩く姿と髪のある首、髪のある首を手で持つ様の二例です。

そもそも、道は人や動物が頻繁に往来したことでできたものと思われそうですが、そのことを表わす文字とはなっていません。恒常的に往来されているものであれば比較的安全ですが、滅多に使用されないとか、それまで行ったことがない所へ足を踏み入れるとなれば、警戒し、安全策を講じます。

周政権では、王は山川の神を祭祀し、諸侯は社稷(土地神と穀物神)を祭祀します。他所に入るには、その地の神を参詣し、了解を得るべきものでした。

古来、それぞれの地にはそれぞれの地霊が存し、その地霊を無視し入り通行すれば災いを被るとする意識があったようです。特に、危うい地に入る場合、如何なる霊に襲われるか不明であり、除霊を要しました。何故か分かりませんが、その地の人あるいは動物の首を手にして進むことが効果的とされたようです。

恒常的に使用される道でも、邪霊の侵入を懼れたようです。村の入り口に骸骨や悪鬼の像などを置き防衛したとあります。道は便利ではありますが、警戒を要する処でもありました。

都市が発達し、道が整備されますと、人や文物の往来が盛んとなり、社会生活を飛躍的に豊かにすることとなりました。一方、大軍を移動させることも容易となり、都市破壊の規模も飛躍的に増大しました。物事を為すにも常道が確立されますが、邪道も生まれます。王道もあれば霸道もある。社会が多様化するにつれ、天道、人道、修羅道、畜生道、餓鬼道、地獄道と道も多様化します。その道の根源に帰って天地の開闢からの道を論じたのが「老子」なのでしょう。

法

国家システムが文書化され残されているものに「周礼」があります。現今に伝わるものは前漢に発見されたもので、冬官司空が欠けており、「考工記」で補ったとあります。現テキストは戦国時代のものとみなされ、漢代に発見されたときは、「周官」とあったものを編纂者が「周礼」とした、「考工記」は周公が編纂したと伝えられるともあります。

官は天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官の六官に分かれ、それぞれの長官/職務を、冢宰（国政）、司徒（教育）、宗伯（祭祀）、司馬（軍事）、司寇（裁判）、司空（土木）とし、それぞれに 60 の役職（秋官司寇;中国哲学書電子化計画）が定められ、その下でランクの分かれる役人が実務を担っていたようです。

秋官司寇の構成をみてみますと、「大司寇，卿一人。小司寇，中大夫二人。士師，下大夫四人。郷士，上士八人，中士十有六人，旅下士三十有二人；府六人，史十有二人，胥十有二人，徒百有二十人」とあります。これは都の役所の構成と思われます。

尚書（書経）皋陶謨に政権の運営に関する考え方が示されています。舜の時のことですから、夏（約 300 年）・殷（約 550 年）、約 850 年以上前、文字の存在が確認できない時のことです。伝統的な思考が反映されているとしても周の詞、思考で編纂されており、どこまで当時の思考であるか窮します。ただ、すでに観たように天の秩序を地に実現するという意識が根本にあるように見受けられます。天の典（のり）を下ろすという表現になります。

大司寇，卿一人	1
小司寇，中大夫二人	2
士師，下大夫四人	4
郷士，上士八人	8
中士十有六人	16
旅下士三十有二人	32
府 六人	6
史 十有二人	12
胥 十有二人	12
徒 百有二十人	128
計	221

尚書（書経）皋陶謨

節度を越えて欲すことを教えてはいけない。懼（おそ）れ、慎（つつし）み、事を行うべし、日々すべての政務を。天の工作を人が代わって行く、天の有する典（のり）を秩序立てて述べ、我が五典（義・慈・友・恭・孝）により勅を発すべし。この五つを篤く行わねばなりません。天には秩序立てる礼が有り、我が五礼（その内容は記されておられません、吉・凶・軍・賓・嘉と注されていますが諸説紛々であり、特定はできないようです）によりこの五つを用いねばなりません。同じく寅（かしこ）み、協（とも）に恭順し、心底和さねばなりません。天の命ずる徳が有ります、五服（五種の服飾りで五等の身分を明らかにすると注されています、服する五地域ではないか）により五つのことを章（あきらか）にしなればなりません。天が討つ罪があります。五刑により五つを用いねばなりません。政事、つとめにつとめんかな。天の聡明は我が民の聡明により、天の明畏（討罰）は我が民の明畏による。上下に通じます。敬（つつし）まんかな、土を保つ者（国君）。皋陶の曰く、「私が述べた恵、更に磨き行うべし」。禹の曰く、「しかり、すなわち、そのことを磨き功績を挙げるべし」。皋陶の曰く、「私はいまだ知思有りといえませんが」、更に曰く、「称え、たすけとなりたい」。

「無教逸欲、有邦、兢兢業業、一日二日、萬幾。無曠庶官、天工人其代之、天敘有典、勅（自）我五典、五惇哉、天秩有禮、自我五禮、五庸哉、同寅協恭、和衷哉、天命有德、五服五章哉、天討有罪、五刑五用哉、政事、懋哉懋哉、天聰明、自我民聰明、天明畏、自我民明畏、達于上下、敬哉有土、皋陶曰、「朕言惠可底行」、禹曰、『兪、乃言底可績』、皋陶曰、『予未有知思』、曰、『贊贊襄哉』」

尚書（書経）立政。

摂政となった周公が、左右の常伯（司徒）・常任（冢宰）、準人（司寇）、綴衣（ていい；側近）、虎賁（こほん；近衛軍人）を配して、幼い成王（孺子王）に立政について語ったものです。文王、武王が天命を受け、民の安寧をもたらしたこと、それを押し広めることを方針とします。その志ある（常ある）人材を登用することを間違えてはいけないとしています。人材登用を間違えると天命を失うと訓戒します。

孺子王よ、今より政権を継ぐ、政（まつりごと）に立（つ）くとは、事（司空）・準人（司寇）・牧夫（地方長官）を選ぶことです。私はそのことを熟知しています。我らが（天より）受けた民を治め協力せしめ、我が諸々の裁判や諸々の政務を和合せしめ、常々一話一言の違いを放置しなければ、我らは結果的に徳を立派に為し遂げ、受けた民をよく治めることとなります。ああ、私、（周公）且は、人（箕子）のよき言を受けて、すべて孺子王に告げたのですから、今からは引き継いで、子々孫々、諸々の裁判や諸々の政務において誤ることなく、これを正し、これを治めるように。古（いにしえ）の商（殷）の人、また、我が周の文王の時をつうじ、政に立（つ）き、事・牧夫・準人を立（えら）ぶに、よくこれを宅（さだ）め、よくこれに由（よ）り繹（おしひろ）め、かく国を治めしめるに、政に立（つ）くに儉人（おもねり、へつらう人）を用いませんでした。徳で（己を）訓（いまし）めることなき者が、その世に現われせしめることなし。今より、引き継ぎ政に立くに儉人を用いてはなりません。吉（よき）士を用い奨励するならば、我が國家を相（たす）けることとなります。今の子や孫、孺子王よ、諸々の裁判に誤ることないように。役人の地方長官が汝の軍兵を駐屯させるに、（洪水を平定した）禹の跡を陟（すす）め、方（あまね）く天下に行（すす）み、海表に至るも、服（したが）わなないものはないでしょう。文王の耿光（盛徳を）覲（しめ）し、武王の大烈を揚（あ）げればよい。ああ、いまより後を継ぐ王よ、政に立くに、常ある人をよく用いよ。

「孺子王矣、繼自今、我其立政、立事・準人・牧夫、我其克灼知厥若、丕乃俾亂相我受民、和我庶獄・庶慎、時則勿有聞之自一話一言、我則未惟成德之彥、以又我受民、嗚呼、予且、已受人之徽言、咸告孺子王矣、繼自今、文子文孫、其勿誤于庶獄・庶慎、惟正是又之、自古商人、亦越我周文王、立政、立事・牧夫・準人、則克宅之、克由繹之、茲乃俾又國、則罔有立政用儉人、不訓于德、是罔顯在厥世、繼自今、立政其勿以儉人、其惟吉士、用勳、相我國家、今文子文孫、孺子王矣、其勿誤於庶獄、惟有司之牧夫、其克詰爾戎兵、以陟禹之跡、方行天下、至于海表、罔有不服、以覲文王之耿光、以揚武王之大烈、嗚呼、繼自今後王、立政、其惟克用常人」。

尚書（書経）周官（偽古文とされる）

ここでは、成王が王として、全土を鎮撫し、巡視を終え、宗周に帰還した時を想定しています。周の官制、官職の構成と役割を述べたており、周官の説明が主となり、子孫に訓戒を残すという動機とは遠いように思われます。

昔の大猷（大いなるはかりごと）のごときは、乱れる前に制して治め、危機になる前に邦（くに）を安んじた。こう云われている。唐虞（堯舜）は古（いにしえ）に稽（かんが）み、官を建（お）くこと百。内には百揆（庶政に携わる百官）と四岳（四方の諸侯を統率する官）、外には州牧（地方長官）と侯伯（侯爵伯爵；諸侯）を配した。庶（もろもろ）の政（まつりごと）は和し、萬國すべて寧（ねんごろ）となった。夏と商では官。が倍となった。また、よく用いて又（おさ）まった。明王が政に立（つ）くと、その官職ではなく、（就く）人（を重んじた）。今、小子（謙遜）の私は、まさに早朝から夜まで徳に勤（いそし）んでいます、逮（お

よ)びません。前代の時の若(ごとき)を仰ぎ、そういう官に訓(したが)い迪(いた)らんとす。

太師、太傅、太保、いわゆる三公を立(お)いた。邦の経綸を論じ述べ、陰陽を變理(季節変動に即)させる。この官は必ず置かれるものではない、相応しい人による。少師、少傅、少保、三孤という。三公の貳(次席)で(教)化を弘め、天地を寅(つつ)しんで亮(たす)け、私一人を弼(輔佐する)ものです。塚宰は邦の統治を掌(つかさど)り、百官を統率し、四海(地の果て)までを均(ととのえ)ます。司徒は邦の教育を掌り、五典を敷き、兆民を擾(やすん)じる。宗伯は邦の禮を掌り、神と人治め、上下を和す。司馬は邦の政を掌り、六師を統率し、邦の各國を平定する。司冠は邦の禁制を掌り、姦慝(隠れた罪惡)を詰問し、暴亂を刑す。司空は邦の土木を掌り、四民を居住させ、時宜により地の利(を計る)。六卿は職を分け、各(おのおの)其の所属を率い、九牧を倡導(積極的に導く)し、阜(おおい)に兆民と成す。六年にして五服(の諸侯)は一度来朝する。又六年にして王は時巡(時期の巡行)し、四岳(泰山;東岳・華山;西岳・衡山;南岳・恒山;北岳)において制度を考慮し、諸侯は各(おのおの)方岳に朝し、大いに黜陟(功の有無で官位の昇降)を明らかにする。

「若昔大猷、制治于未亂、保邦于未危。曰、唐虞稽古、建官惟百。內有百揆四岳、外有州牧侯伯。庶政惟和、萬國咸寧、夏商官倍、亦克用乂。明王立政、不惟其官、惟其人。今予小子、祇勤于德、夙夜不逮。仰惟前代時若、訓迪厥官

立太師太傅太保、茲惟三公。論道經邦、變理陰陽。官不必備、惟其人。少師少傅少保、曰三孤。貳公弘化、寅亮天地、弼予一人。塚宰掌邦治、統百官、均四海。司徒掌邦教、敷五典、擾兆民。宗伯掌邦禮、治神人、和上下。司馬掌邦政、統六師、平邦國。司冠掌邦禁、詰奸慝、刑暴亂。司空掌邦土、居四民、時地利。六卿分職、各率其屬、以倡九牧、阜成兆民。六年五服一朝。又六年王乃時巡、考制度于四岳、諸侯各朝于方岳、大明黜陟。」

「道」に形而上学的な道が導入されたごとく、天上も上帝や神々に「天」という抽象概念が発展してゆきます。しかし、「天」に完全な秩序があるという思考は、より精緻に体系化されたようです。漢代、史記、天官書にはかくあります。

史記、八書 天官者

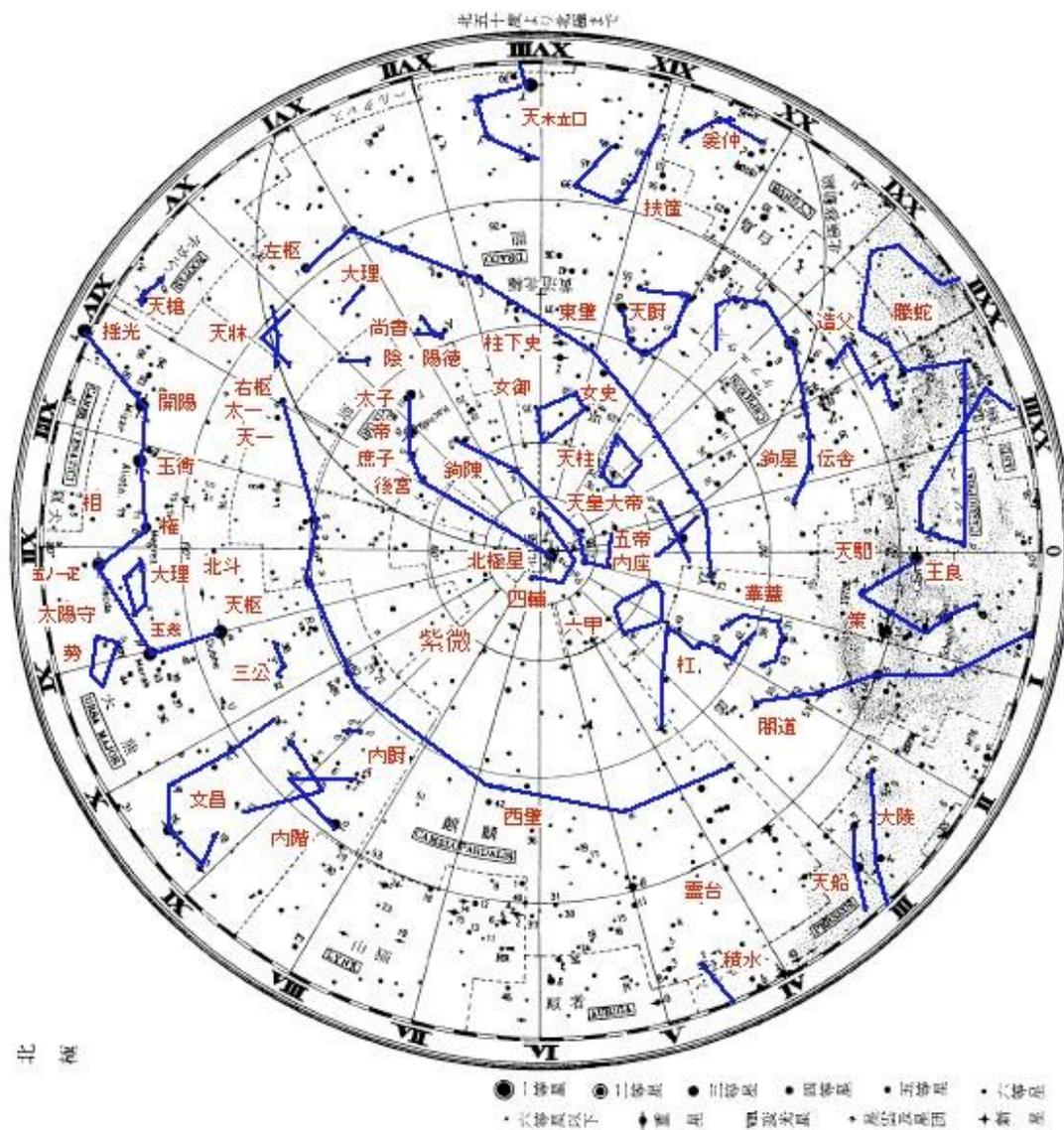
天の中宮は北極星座、最も明るいの太一(神)の居。そばの三星は三公あるいは太子。うしろの四星の末は正妃、三星は後宮。そのまわりの十二星は藩臣。すべてを紫宮という。北斗七星は天帝の乗車で、天帝はこれに乗って天の中央をめぐり、四方を統一し、陰陽を分け、四季を立て、五行の活動をなめらかにし、季節を移し、諸紀を定める(要約)。

「中宮天極星、其一明者、太一常居也。旁三星三公、或曰子屬、後句四星、末大星正妃、餘三星、後宮之屬也。環之匡衛十二星、藩臣。皆曰紫宮。前列直斗口三星、隨北端兌。若見若不曰陰德、或曰天一。紫宮左三星、曰天槍、右五星曰天棊、後六星、絕漢抵營室、曰閣道。

北斗七星、所謂璇璣玉衡、以齊七政。杓攜龍角、衡殷南斗、魁枕參首。用昏建者杓。杓自華以西南。夜半建者衡。衡殷中州河濟之間。平旦建者魁。魁海岱以東北也。斗為帝車、運于中央、臨制四鄉。分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆系於斗。」

紫宮(中宮)、房心(東宮)、權衡(南宮)、咸池(西宮)、虛危(北宮)列宿(二十八宿;星座)部の星は天の五官の坐す位置である。天の経線(天の南北線)で移動しない。輝きには大小の差がある。間隔

は一定している。水、火、金、木、填星（土星）、この五星は天（帝）の五つの輔佐、[經] 緯線（天の東西線）となる。見（あらわれ）たり、伏（かくれたり）する時がある。行ったり来たり、満ち欠けの度合いがある。



天文原図：現代天文学事典 荒木俊馬、荒木雄豪共著 恒星社より

日々の変事には徳を修め、月々の変事には刑を省き、星の変事には和を結ぶ。あらゆる天の変事は、度が過ぎれば卜占する。帝国の君が強大で徳が有れば隆昌し、弱小で詐（いつわり）を飾る者は亡（ほろ）ぶ。太上は徳を修め、其の次は政（まつりごと）を修め、其の次は救済を修め、其の次は禳（修祓）を修め、下（しも）を正すことこれ無し（己の責任とし下位を責めない）。常の星の変事は希（まれ）に見（あらわ）れる。三光の占を亟（しばしば）用いる。日や月の（周りの）暈適（かさが現れるまれな現象）、雲や風はこれ天の客

(一時的な) 氣、それが發見されるのは大運 (大きな転機)。それと政事は俯仰 (相関) しており、天と人の符 (天と人が感応する) に最も近い。この五つは、天が感じて動くものであり、天の數を為すは、必ず三 (変事) 五 (四修+無正)に通じる。古今の始めと結果、時の変事を深く観て、その精粗を察すなら、天官として備えることができよう。

「紫宮・房・心・權・衡・咸池・虛・危・列宿部星、此天之五官坐位也。為經不移徙。大小有差、闊狹有常。水・火・金・木・填星、此五星者、天之五佐。為 [經] 緯、見伏有時、所過行、贏縮有度。日變修德、月變省刑、星變結和、凡天變過度、乃占。國君彊大有德者昌、弱小飾詐者亡。太上修德、其次修政、其次修教、其次修禮、正下無之。

夫常星之變希見、而三光之占亟用。日月暈適・雲風、此天之客氣、其發見亦有大運。然其與政事俯仰、最近大 [天] 人之符。此五者、天之感動。為天數者、必通三五、終始古今、深觀時變、察其精粗、則天官備矣。

これら上記の記述には「法」という文字が見当たりません。これが見えるのは、「五虐の刑を法と曰う」という尚書 (書経) 呂刑です (呂刑は偽古文とはされていません)。尚書では、天地を巻き込む騒乱による混乱した秩序を回復させた古伝を想起し、武王後百年の混乱を回復させた刑を「法」としたようです。

尚書 (書経) 呂刑

武王より第五代後、亳 (八・九十年) を経て荒れ、周の穆王は、皋陶の官 (司寇) の呂侯に命じて、度 (さだ) めて刑を作り四方を詰 (ただ) した、とあります。

これ呂が命ず。王が國を享 (う) けること百年、亳荒す。度して刑を作り、四方を詰す。王の曰く、「古の訓にあるごとく、蚩尤 (黄帝と争う) が始めて乱をなし、(天上の騒乱が) 平民に延 (の) べ及び、寇賊 (強盜)、鴟義 (凶暴・貪欲) 姦宄 (窃盜)、奪攘 (暴力強取) 矯虔 (上命と偽って物を奪うこと) しないものなし。苗民は靈を用いず、刑により制し、これ五虐の刑を作り法と曰 (い) う。無実のものを殺戮し、ここに淫 (みだら) なことを始め、劓 (鼻削ぎ)、刖 (耳削ぎ)、劓 (去勢)、黥 (入墨) を為し、茲 (ここ) を越え、刑に麗 (かか) りては、差 (あやまち) なしも辭 (訴え) あるもあわせて制 (さば) く。民は興 (とも) に胥 (たが) いに漸 (影響しあい)、泯泯禁禁 (乱れに乱れ)、信 (まこと) に中 (あた) らず、詛盟 (神に誓って約したこと) に覆 (そむ) く。虐威 (残酷な刑罰で威圧され) 庶戮 (もろもろ辱めを受けた者等)、方 (あまね) く無実を上 (帝) に告 (うったえ) た。上帝は民を監 (かんが) み、香 (かぐわ) し徳の声はなく、刑が發す腥 (血なまぐさ) を聞き、皇帝は庶戮の無実を哀矜 (悲しみ憐れみ)、虐に対して威で報い、苗民を遏絶 (断絶) し、世々天下に在ること無くした。すなわち重と黎に命じ、地と天の通行を絶ち、(神々が) 降格することがなくなった。皇帝は下民に清問 (尋ねた)、鰥 (妻のいない男。妻を失った男) 寡 (夫のいない女。夫を失った女) に苗に辭 (訴え) あるかを。徳の威これを畏れ、徳の明これを明らかにせよ。三后 (伯夷、禹、禹) に命じ、功を民に恤 (めぐむ) ことを。伯夷は典 (のり) を降し、民を折 (そこなう) を刑し、禹は水土を平定し、山川を名づくを主 (つかさど) り、稷は降りて種を播 (ま) き、農 (つと) めて嘉穀 (良き穀類) を殖 (う) える。三后が功を成し、民に殷 (ねんごろ) にす。士 (伯夷) は百姓 (諸々の姓ある族) を刑の中にて制 (さば) き、徳を祗 (つ) つしむことを教えた。穆穆 (つつましく威儀あるさま) 上に在り、明明 (心晴れ晴れとしたさま) 下に在り、四方に灼 (てりおよび)、徳に勤 (いそし) まぬことなし。故に刑の中 (あた) ること明らかにして、民の斐棼 (宗廟に備える器→人の守るべき規範) に率 (したが) い又 (おさ) まる。獄を典 (つかさ) どり (邦の)

威に訖（おわ）るにあらず、これ（邦の）富に訖る。敬忌（つつしみて戒め）、擇言（選び捨てることば）身に在ること無く（言葉を選び）ただ天徳を克（よく）し、自（おのづ）から元命（天命の基本）を作（な）せば、配享（先祖を祭祀すること）下に在り。」

惟呂命：王享國百年、耄荒；度作刑以詰四方。王曰：「若古有訓、蚩尤惟始作亂、延及于平民；罔不寇賊、鴟義奸宄、奪攘矯虔。苗民弗用靈、制以刑、惟作五虐之刑曰法、殺戮無辜。爰始淫為劓、刵、椽、黥、越茲麗刑并制、罔差有辭。民興胥漸、泯泯禁禁、罔中于信、以覆詛盟。虐威庶戮、方告無辜于上。上帝監民、罔有馨香德、刑發聞惟腥。皇帝哀矜庶戮之不辜、報虐以威、遏絕苗民、無世在下。乃命重、黎、絕地天通、罔有降格。皇帝清問下民、鰥寡有辭于苗。德威惟畏、德明惟明。乃命三后、恤功于民：伯夷降典、折民惟刑；禹平水土、主名山川、稷降播種、農殖嘉穀。三后成功、惟殷于民。士制百姓于刑之中、以教祗德。穆穆在上、明明在下、灼于四方、罔不惟德之勤。故乃明于刑之中、率乂于民棊彝。典獄非訖于威、惟訖于富。敬忌、罔有擇言在身。惟克天德、自作元命、配享在下。」

法の語源



法の正字は灋、廌と水と去からなり、廌は解廌（かいたい）あるいは獬豸（かいち）とされる神判に用いられる神羊とされます。山牛、一角羊、靈獣であり、神に対して偽る者を角で突くというもので、皋陶（こうよう）が用いたという伝承があるようです。戦国時代ともなれば、靈獣は伝説上のこととなり、普通の羊が用いられています、墨子「明鬼偏（下）」に記述があります。

連れてきた羊に異変が起った方が神への誓いに反したとして敗訴し、死ぬこととなります。去は人の姿と𠂔からなり、𠂔には盟約文が納められているとされます。敗訴した𠂔の蓋を取り去った形をUとするとも、獣皮の袋とするともあります。敗訴した者は神を穢（けが）したとして、羊と敗訴者の死体が袋に容れて水（川）に流されたそうです。灋の字から廌が除かれ水と去のみで作られた文字が「法」の語源とあります。

墨子の「明鬼」篇（下）

「昔し齊の莊君の臣に王里國、中里徼といわれる者がいた。この二子は、三年訴訟をして斷獄（判決）がだされなかった。齊君は、殺す者の辜（つみ）なきを恐れ、これを釈放し有罪者を失う（放免する）を懼れ、謙（つつし）んだことに由る。そこで二人に共々一羊を持参させ、齊の神社で盟（神前で牲血をすすって証をたてる）をなさしめんとす、二子は許諾した。かくて、羊の擻（首を切り）沍（みぞ）に沍（ながれい）で、その血漉（したたりなが）れる。王里國は辭（言い分）を讀み終えてしまっていた。中里徼は辭を讀み、半ばにもならないときに、（死んだ）羊が起きあがり之（中里徼）に触れ、其の脚（すね）を折る。神を之に祧（うつ）し（神が中里徼に至り）之（中里徼）を槁（打）し、之（中里徼）を盟所に殪（ころ）した。是の時に當り、齊人の従者で見ないものはなく、遠方の者も聞かないものはなかった。著（記述）は齊の春秋に在る。」

「昔者、齊莊君之 臣有所謂王里國、中里徼者、此二子者、訟三年而獄不斷。齊君由謙殺之恐不辜、猶謙釋之。恐失有罪、乃使之人共一羊、盟齊之神社、二子許諾。於是沍沍擻羊而漉其血、讀王里國之辭既已終矣、讀中里

徹之辭未半也、羊起而觸之、折其脚、祧神之而槁之、殪之盟所。當是時、齊人從者莫不見、遠者莫不聞、著在齊之春秋」。

後漢の説文解字では「法」を「刑なり、これを平らかにすること水の如し。鷹は不直なるものに触れてこれを去らしむる所以なり」としており、神判の伝統を表わしています。呂刑にしましても、悪しき者、悪しき事を刑を以て除去する、あるいは未然に阻止する、そのことによって秩序を回復する、秩序を維持するものを「法」とみていたようです。

このような見方が変化するのは春秋時代に覇者が現れたことによると思われます。天命を維持すること、徳により治めるという王道が機能しない時代の到来でした。財力と軍事力と礼を備えた諸侯が周の後ろ楯となり覇権を確立したことです。これは更に下克上の風潮により、臣下が政権を奪取する事態に至り、王道でも霸道でもない弱肉強食の戦国時代に至ります。政権運営は、富国強兵でなければ服従する他生き残れない世界に直面しました。その中で「法」に対する捉え方が変貌していったこととなります。王道を支える法、霸道を支える法、戦国を生き残る法、戦国を統一する法・・・ここからは、小田さんの講義の世界と思われます。

2025. 08. 01